

令和 7 年度

真山国有林外森林整備事業（造林）

閱 覧 図 書

添付書類

- 1 入札者注意書
- 2 契約書（案）
- 3 事業内訳書
- 4 作業仕様書
- 5 作業位置図
- 6 契約情報の公表

鳥取森林管理署

(素材生産及び造林事業)

入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、入札説明書、仕様書、契約書案及び本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知のうえ、入札してください。

1. 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
2. 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
3. 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
4. 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉にすること。
ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
5. 入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
6. 入札者は、入札書提出前に競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。
7. 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
8. 入札・開札の時刻は、入札会場の時計に基づく。
9. 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならない。入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
10. 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。
 - (1) 入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
 - (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
 - (3) 入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
 - (4) 入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
 - (5) 委任状を持参しない代理人のした入札書
 - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
 - (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
 - (8) 入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書
 - (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書

- (10) 明らかに連合によると認められる入札書
 - (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
 - (12) 入札保証金（その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
 - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
 - (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
 - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
- 11. 一旦提出した入札書は、引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
 - 12. 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札の無効の申し出があっても受理しない。
 - 13. 開札は、入札者の面前で行う。ただし、入札者が立ち会わない時は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札する。
 - 14. 開札の結果、予定価格に達するものがない場合は、再度の入札を行うことがある。
その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
 - 15. 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
 - (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認められるときは、最低額の入札者であっても落札者とならない場合がある。
 - (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
 - (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
 - 16. 落札となるべき同価格（総合評価落札方式による場合は「同評価値」）の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。
なお、この場合、同価格（同評価値）の入札をした者のうち、くじを引かない者、入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。
 - 17. 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
 - 18. 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

19. 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
20. 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。
21. このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1）暴力的な要求行為を行う者
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5）その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

入 札 書

入札物件 第 号

事 業 名

入 札 金 額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額であるので、契約金額は上記金額に上記金額の10%を加算した金額となること及び入札者注意書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知の上、入札いたします。

令和 年 月 日

(分任) 支出負担行為担当官

〇〇森林管理局 (〇〇森林管理署) 長 〇 〇 〇 〇 殿

入 札 者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

委任状

令和 年 月 日

(分任) 支出負担行為担当官

〇〇森林管理局（〇〇森林管理署）長 〇 〇 〇 〇 殿

委任者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

私は、都合により _____ を代理人と定め、
下記の入札に関する一切の権限を委任します。

記

事業名

委任状

令和 年 月 日

(分任) 支出負担行為担当官

〇〇森林管理局 (〇〇森林管理署) 長 殿

(委任者) 所在地(住所)
商号又は名称
代表者役職氏名

私は、下記の者をもって代理人と定め、〇〇森林管理局 (〇〇森林管理署) における契約について、下記は一切の権限を委任します。

(受任者) 所在地(住所)
商号又は名称
代表者役職氏名

(委任事項)

- 1 入札及び見積に関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 入札保証金及び契約保証金の納付並びに領収に関する件
- 4 代金請求及び領収に関する件
- 5 復代理人の選任及び解任の件
- 6 その他契約履行に関する件

(委任期間)

令和 年 月 日から令和 年 月 日

(注) これは参考例(様式及び記載内容)であり、必要に応じ適宜追加・修正等(委任者が任意の様式で作成するものを含む)があっても差し支えない。

森林整備事業請負契約書（案）

- 1 事業名 真山国有林外森林整備事業（造林）
- 2 事業場所 別添図面のとおり
- 3 事業量 別添事業内訳書のとおり
- 4 事業期間 契約締結の日の翌日から
令和8年11月27日まで
- 5 請負金額 金 円也
（うち取引に係る消費税及び地方消費税額（以下「消費税」という。）
金 円也）

〔注〕 () の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。

- 6 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分	選択事項	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる 有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
○	支給材料及び貸与品	第15条
×	前金払	第35条第1項
×	中間前金払	第35条第4項
○	部分払い	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

〔注〕 国庫債務負担行為に係る契約にあっては、別紙を添付する。

- ## 7 支給材料及び貸与物件

品 名	品 質 規 格	数 量	引 渡 予 定 場 所	引 渡 予 定 月 日
植栽器具	鉄製・アルミ製	3 本	鳥取森林管理署	植付作業着手前

- (1) 請負代金は近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) この契約に係る令和7年度の部分払は行わない。
- (3) 使用材料は書面により報告し、必ず承認を受けること。
- (4) 繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担は別紙1のとおり。
- (5) 暴力団排除に関する特約条項は、別紙2のとおり。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

令和 年 月 日

請負者 住 所
氏 名
印

9

別紙 1

第 1 繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担に基づく契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は次のとおり。

令和 7 年度	0 円
令和 8 年度	円

第 2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は次のとおり。

令和 7 年度	0 円
令和 8 年度	円

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- (表明確約)

第3条 乙は、第1条各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(損害賠償)

第4条 甲は、第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

事業内訳書

森林事務所	作業種	事業期間	国有林・林小班 (官行造林)		記番	数量	摘要
鳥取	下刈	契約締結の翌日 ～ 令和8年11月27日	鍋割	126い	6	1.89ha	全刈 下刈時期に関しては別添 の図面を参照すること
				126る	7	0.81ha	
			計			2.70ha	
倉吉	下刈	契約締結の翌日 ～ 令和8年11月27日	真山	702い	8	1.12ha	全刈 下刈時期に関しては別添 の図面を参照すること
				702へ	9	0.38ha	
				703い	10	2.42ha	
				703ち	11	0.38ha	
				703い	12	0.40ha	
			計			4.70ha	
関金	下刈	契約締結の翌日 ～ 令和8年11月27日	西鴨	569い2	13	1.59ha	全刈 下刈時期に関しては別添 の図面を参照すること
				569い3	14	1.15ha	
				569ぬ2	15	2.54ha	
			計			5.28ha	
倉吉	植付(補植)	契約締結の翌日 ～ 令和8年11月27日	真山	702い	3	0.20ha	スギ(コンテナ苗 150cc 少花粉) 1,720本
				703い	4	0.63ha	植付時期に関しては別添 の図面を参照すること
				703い	5	0.10ha	スギ(コンテナ苗 150cc 鳥取県産(特定苗木)) 216本
			計			0.93ha	植付時期に関しては別添 の図面を参照すること
下刈			合計	12.68ha			
植付(補植)			合計	0.93ha			

作業仕様書総則

- 1 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。
- 2 現場は、周囲を測量杭（又はテープ）等によって標示している。
- 3 設計図書に基づき調達した材料（苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料）の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 4 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上撮影するものとする。
- 5 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上の休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故とする。
監督職員が指示する様式（事故報告書）は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
- 6 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、乙において実施し、その費用は乙の負担とする。

下刈仕様書（全刈）

（刈払上の注意点）

- 1 1回刈、2回刈を一括契約した場合、1回刈終了後に直ちに部分検査を受けなければならない。
- 2 刈払に際しては、造林木を中心として外側方向に刈払うものとし、造林木を損傷しないよう特に注意する。
- 3 ササ、雑草木、つる類の繁茂により造林木に損傷を与えるおそれのある箇所については、造林木の位置を確認した後、刈払を行う。
- 4 造林木がないか造林木があっても健全な生長が見込めない箇所は、そのまま天然更新木を保残する。ただし、周囲に伸長し、造林木の生長に支障となるものは適宜刈払う。
- 5 下刈実施時期に関しては別添の図面を参照し、着手前に監督職員の確認を受けること。
- 6 下刈切損の損害賠償については、別添のとおり。
- 7 その他必要事項については、監督職員の指示に従うこと。

(別添)

下 刈 切 損 の 損 害 賠 償

1. 下刈作業において乙が切損した苗木の切損率が次の3に定める許容切損率を超える場合は、甲は損害賠償の請求をすることができる。
2. 賠償額は甲の定める賠償基準により計算した額とする。
3. 苗木の許容切損率は次のとおりとする。

林 齢	1 年	2 年	3 年	4 年以上
許容切損率	3 %	3 %	2 %	1 %

4. 林齢1年とは、前年度の秋から当年度の春までに植栽したもの、以下これを基準に林齢を見る。
5. 切損とは、樹幹を完全に切断したもの又は切断により生育が著しく阻害されたものをいう。

苗木購入仕様書
(マルチキャビティーコンテナ苗)

1 苗木の品質規格、数量は、次に示すとおりとする。

樹種	苗齡	苗長	根元径	根鉢部	数量	備考
スギ	2年生	30cm以上	3.5mm上	150cc	1,720本	少花粉
スギ	2年生	30cm以上	3.5mm上	150cc	216本	特定苗木（鳥取県産）
計					1,936本	

2 苗木は次の条件を具えた産地系統の明確な規格苗を厳選する。

- (1)幹が通直で堅く徒長分岐していないもの。
- (2)枝葉が下方から適当に繁茂し「ガッチリ」と生育しており、徒長がなく頂芽が完全なもの。
- (3)コンテナ苗の根鉢部は全体に根が回っており固く締まっていること。また、適潤であること。
- (4)樹勢が旺盛で、組織が充実し樹苗固有の色沢をもち、病害やその他の欠点がなく、移植後の発根能力が強いもの。
- (5)堀取後の取扱不良による乾燥衰弱等の認められないもの。
- (6)蒸れの原因となる葉面の湿っている苗木が梱包されていないもの。

3 苗木購入にあたっては、上記1、2の条件及び林業種苗法に基づく登録生産事業者等より優良苗木を購入すること。

4 各梱包には、生産者氏名、樹種、品種、苗齡、規格、数量、堀取年月日、梱包年月日、等必要事項を登録生産事業者等発行の荷札等で明示すること。

5 苗木の梱包は、苗木各部の損傷と乾燥防止に留意し、次の要領で行う。

- (1)梱包作業は、直射日光をさけて行うこと。また苗木は、雨や露でぬれていないこと。
- (2)乾燥を防止するため濡らした新聞紙等で根を包み結束する。特にコンテナ苗は根鉢が崩れないよう10本単位程度に結束すること。
- (3)ダンボール箱等に入れ密閉する。

6 その他必要事項については、監督職員の指示に従うこと。

植付仕様書（マルチキャビティーコンテナ苗）

（植付樹種、植付本数）

- 1 植付樹種、植付本数は次のとおりとする。

植付樹種	1 ha当たりの植付本数(本/ha)	国有林	林小班
スギ	2,000本/ha	真山	702い
スギ	2,100本/ha	真山	703い

（植付間隔）

- 2 植付方法及び植付本数別の列間、苗間距離（※注2）の目安は次のとおりとする。ただし、この目安により難しい場合は、現地の状況に応じて定める。

植付本数(本/ha)	列間距離(m)	苗間距離(m)	列数	並数
2,000	2.25	2.25	45	45
2,100	2.20	2.20	46	46

（注1）列数、並数については、100m当たりの数である。

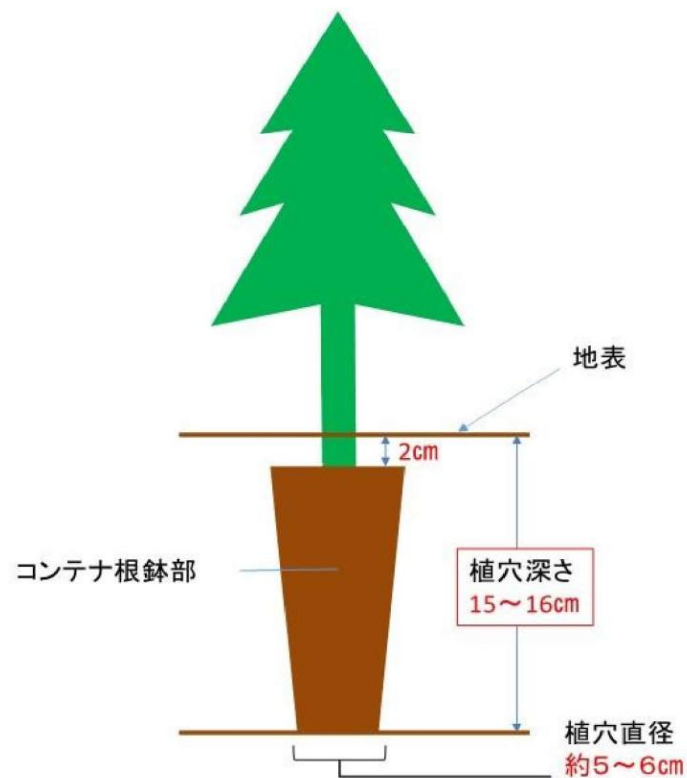
（注2）植付にあたっての列間距離、苗間距離については、原則として列間距離は等高線に直角方向の距離、苗間距離は等高線方向の距離とする。

（植付要領）

- 植付本数及び列間、苗間距離の基準に基づき、適宜の物差し（列間、苗間の印を付したもの）を用いて植付地点を決定する。
- 植付地点に伐根、石礫等があつて植付困難な場合は、苗間方向に移動して調整し、列間方向では調整しないこと。
- 地被物を取り除き、直径5～6cm、深さ約15～16cmの植穴をつくる。
- 植穴に苗木を挿し込み、垂直になるよう据え付ける。（根鉢と植穴との間に空隙がある場合は土を入れる。）
- 踏付けは、体重を少しかける程度で押さえる。（根鉢を潰さないように留意すること。）
- コンテナ苗根鉢の上端より2cm程度の高さを植付後の地表面とする。

(苗木の管理・取扱)

- 9 苗木は植付場所に近い日陰で、水害等の被害のおそれのない所に保管し、必要に応じてシート等で直接日光を遮断し灌水を行うなど、苗木の乾燥に注意する。
- 10 苗木の取扱は丁寧にし、根鉢の損傷等がないよう注意する。
- 11 苗木の運搬及び植付の際は、苗木袋等を使用し苗木の乾燥に注意する。
- 12 植付実施時期に関しては別添の図面を参照し、着手前に監督職員の確認を受けること。
- 13 その他必要事項については、監督職員の指示に従うこと。



特記仕様書

1 豚熱（CSF）対策

- （１）山林での作業用の靴の履き分けや下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生のいのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報すること。
- （２）野生いのしし等の感染が確認された場合の県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。

2 アフリカ豚熱（ASF）対策

- （１）山林での作業用の靴の履き分けや下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生のいのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報すること。
- （２）野生いのしし等の感染が確認された場合の県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。
- （３）周辺地域において感染が確認された場合、県の行う立ち入り制限等の防疫措置等を踏まえ、契約約款 20 条に基づき事業を一時中止または解除する可能性がある。

3 その他

- （１）その他、本特記仕様書に定めのない事項については、監督職員の指示によるものとする。

受領書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

鳥取森林管理署長

殿

(監督職員経由)

請負者

住所

氏名

令和 年 月 日付け請負契約を締結しました下記事業について、その実施に伴う支給材料及び貸与品を下記のとおり借り受けます。

記

- | | |
|--------|--------------------------|
| 1 事業名 | 真山国有林外森林整備事業（造林） |
| 2 受領品目 | 別紙「支給材料及び貸与物件明細書」のとおり |
| 3 使用期間 | 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日 |
| 4 引渡場所 | |

支給材料及び貸与物件明細書

品 名	品質規格	数 量	引渡日	備 考

様式第10号

支給材料・貸与品 返納明細書

分任支出負担行為担当官

鳥取森林管理署長

殿

(監督職員経由)

令和 年 月 日

請負者

住 所

氏 名

令和 年 月 日付け請負契約を締結しました下記事業について、事業が完了したので支給材料及び貸与品を下記のとおり返納いたします。

記

1 事業名 真山国有林外森林整備事業(造林)

2 返納品目 別紙「返納品目一覧表」のとおり

3 返納日 令和 年 月 日

4 返納場所

返納品目一覧表

品 名	品質規格	数 量	備 考

令和 年 月 日

監督職員

殿

請負者 住所
氏名

使 用 材 料 承 認 願

令和 年 月 日に請負契約を締結した真山国有林外森林整備事業（造林）について、下記材料を使用しますので承認願います。

記

購入品	メーカー又は販売店	規格

請負事業事故報告書

令和 年 月 日

監督職員

殿

請負者

現場代理人

事業名				事業場所			
発生日時	令和 年 月 日 (曜日)	時 分	天 候				
災害発生状況・原因	①どのような場所で ②どのような作業をしている時に ③どのような物または環境に ④どのような不安全なまたは有害な状態であって ⑤どのようにして災害が発生したかを詳細に記入する。また、略図を添付する。						
被害状況	人的被害・物的被害を記載						
被災者	氏 名		生年月日	年 月 日 (歳)	性別	男・女	職 業
	連絡先						経験年数
	傷病名		傷病部位		休業見込期間・死亡日時		被災場所
今後の対策							
所見・状況							

注) 労働災害(4日以上 of 休業を要する災害)、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故が発生した場合に監督職員に速やかに報告する。

令和7年度
真山国有林外森林整備事業(造林)

位置図

鍋割国有林126い林小班外
真山国有林702い林小班外
西鴨国有林569い林小班外

縮尺1/200,000



令和7年度
真山国有林外森林整備事業（造林）

位置図

鍋割国有林126い林小班外

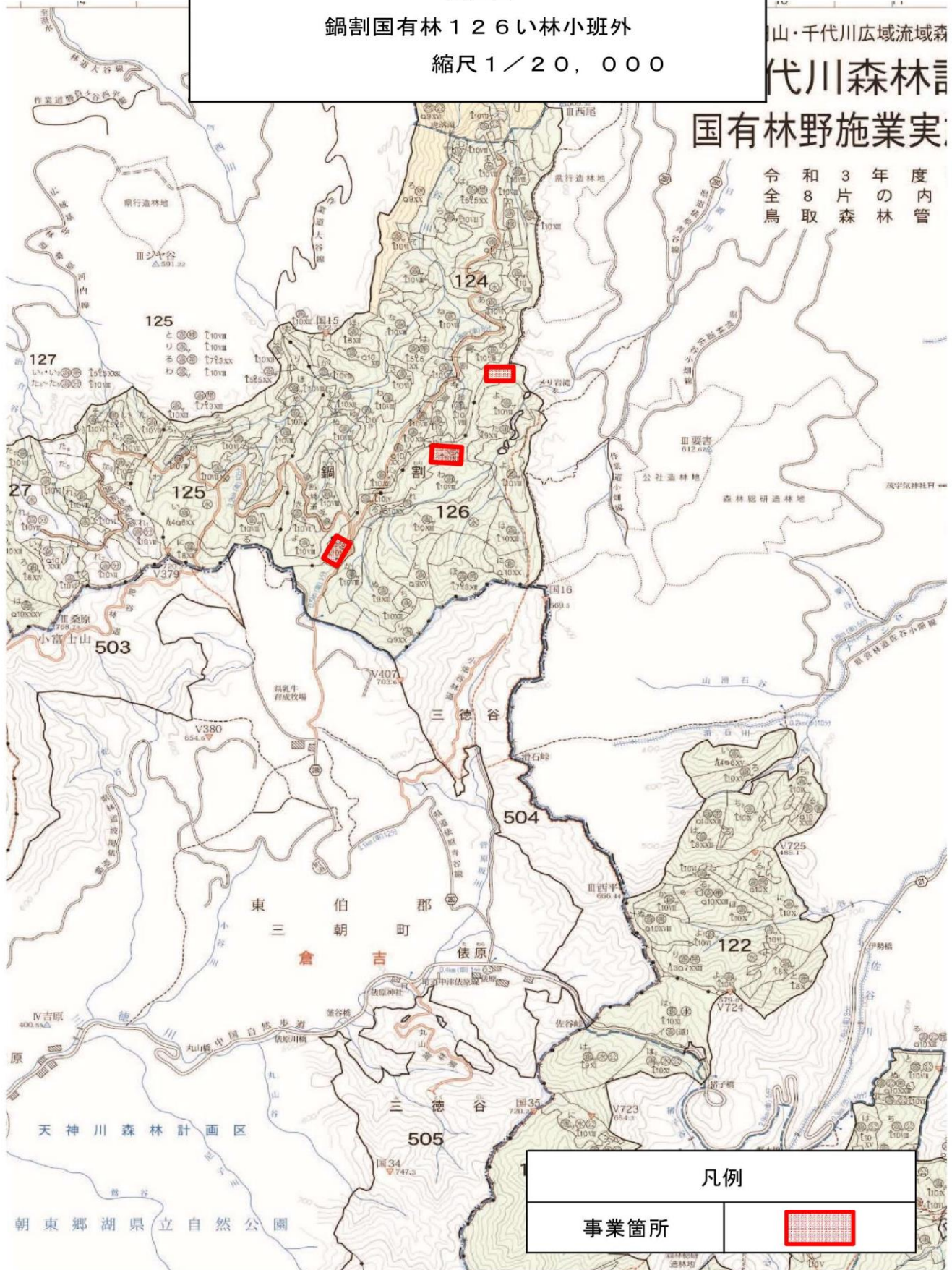
縮尺1/20,000

山・千代川広域流域森

代川森林計

国有林野施業実

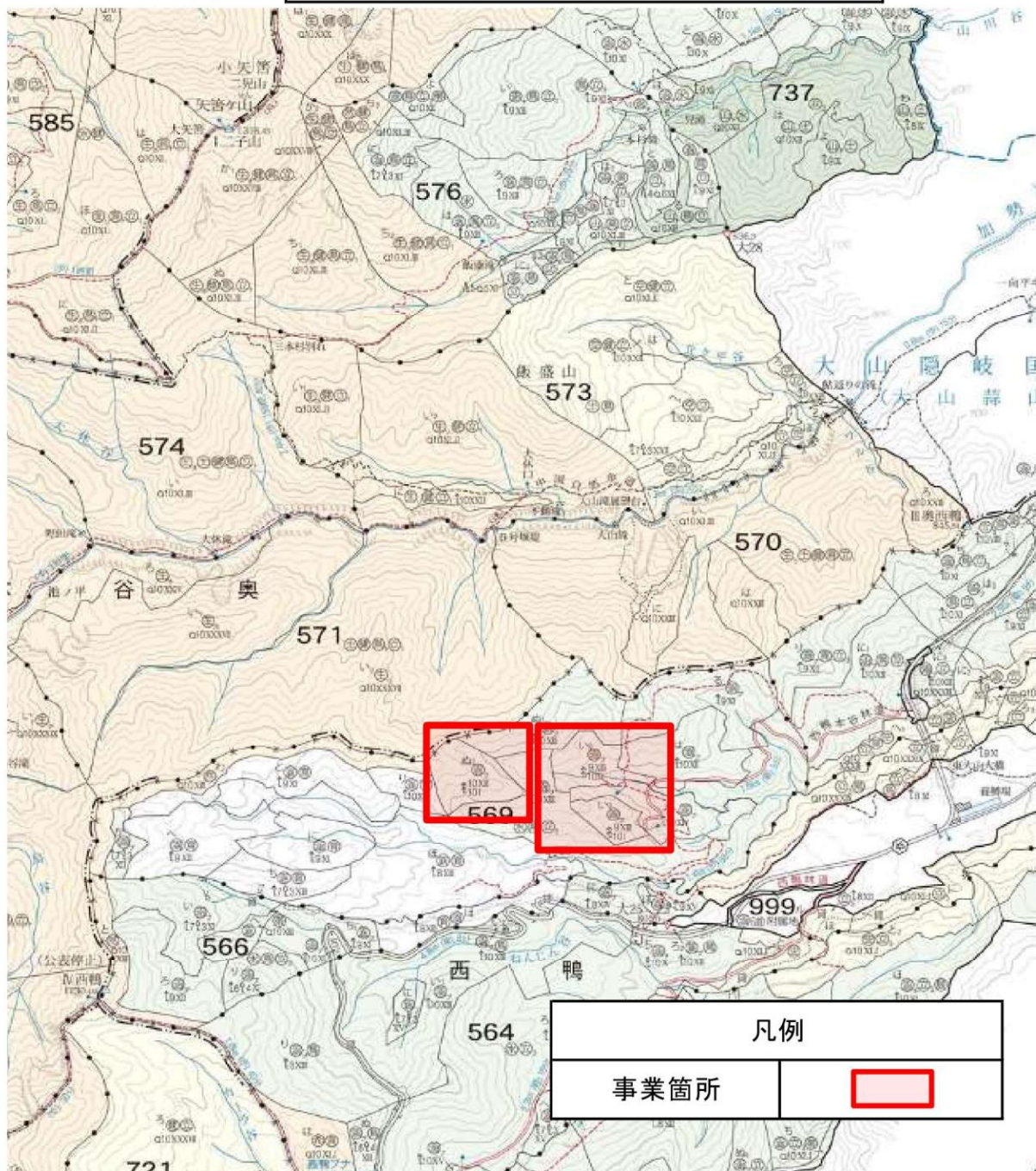
令和3年度内
全8片の森林管



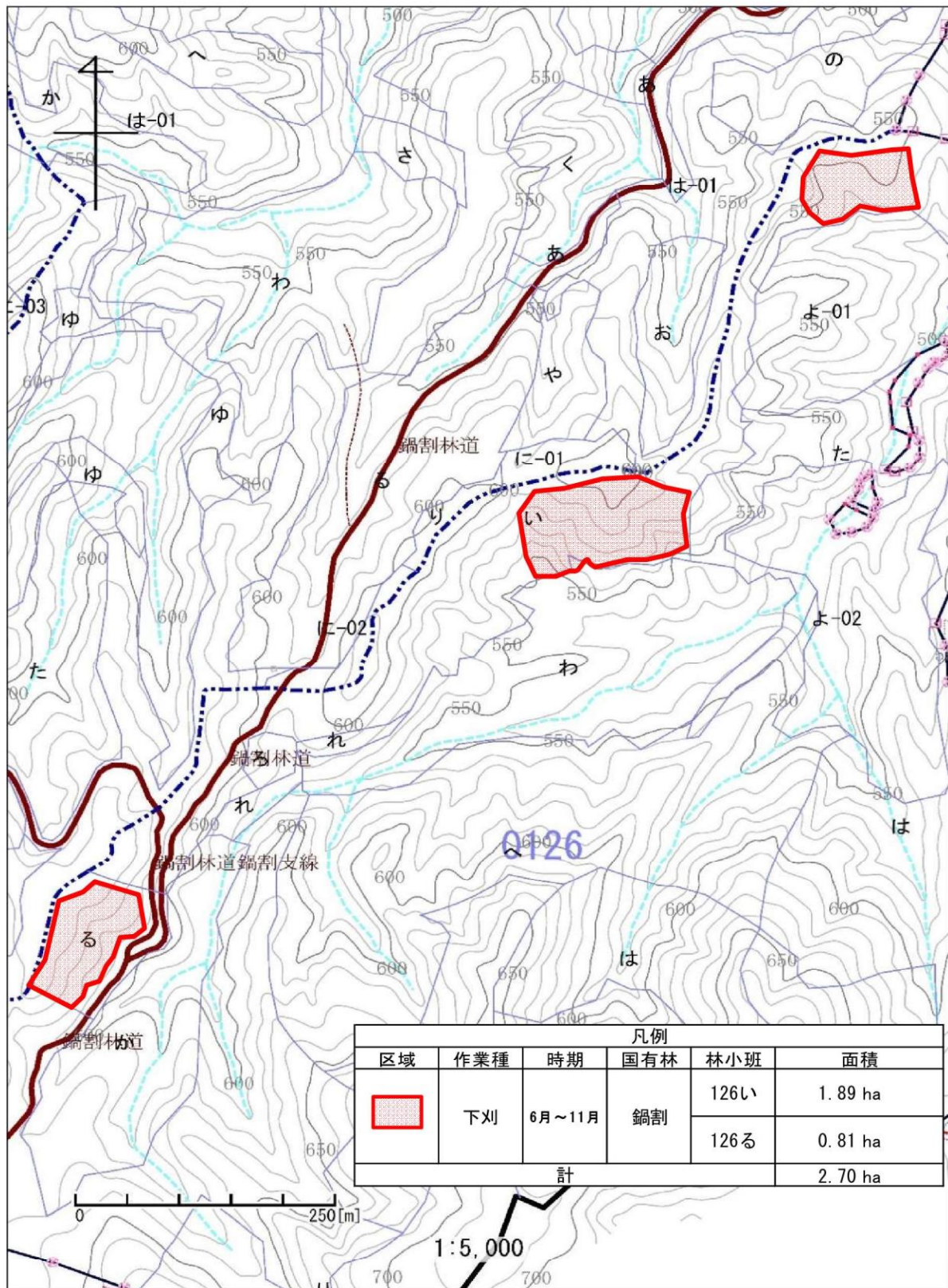


令和7年度
真山国有林外森林整備事業（造林）

位置図
西鴨国有林569い2林小班外
縮尺1／20,000



令和7年度
真山国有林外森林整備事業（造林）
位置図
鍋割国有林126い林小班外
縮尺1／5,000



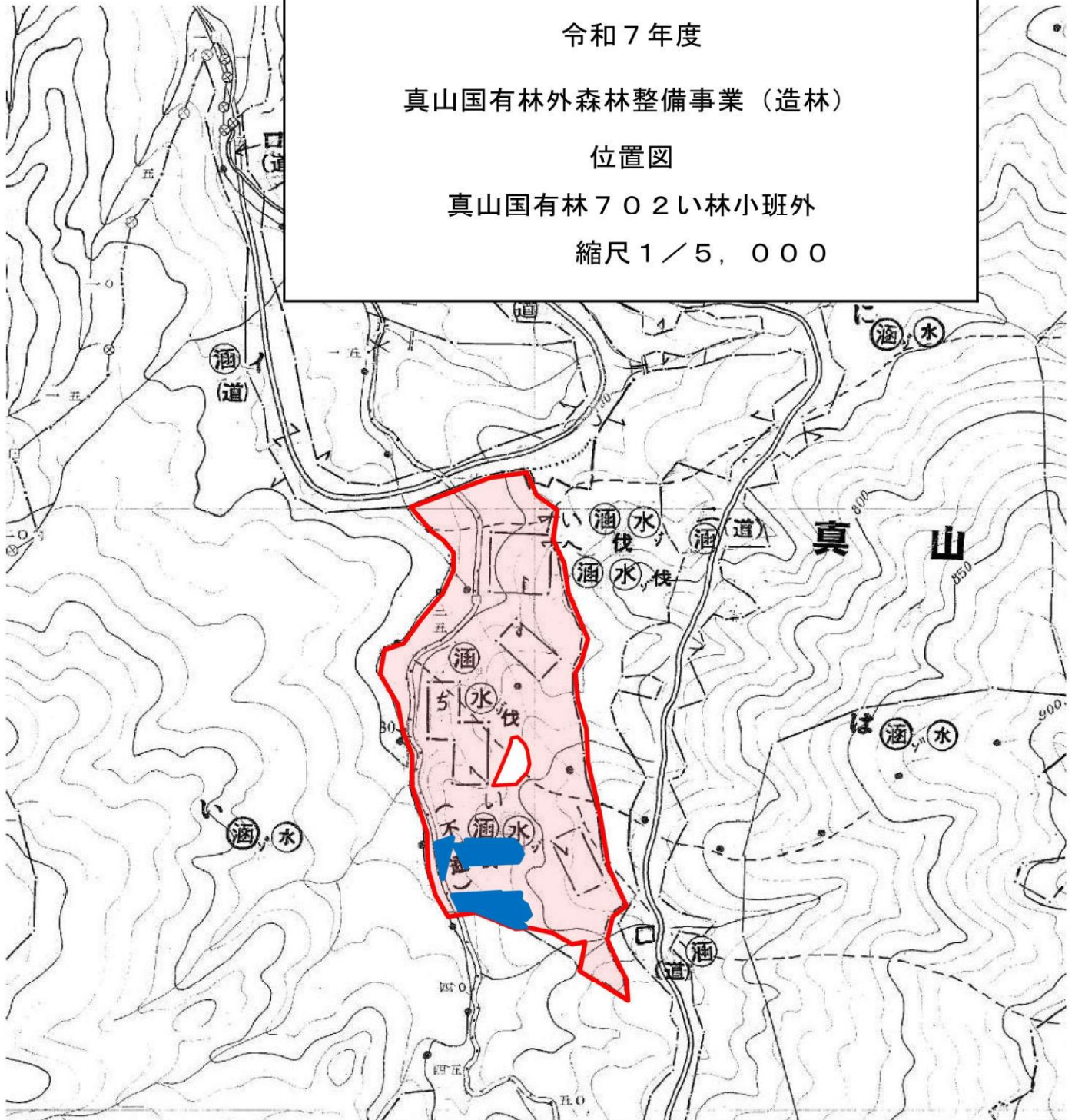
令和7年度

真山国有林外森林整備事業（造林）

位置図

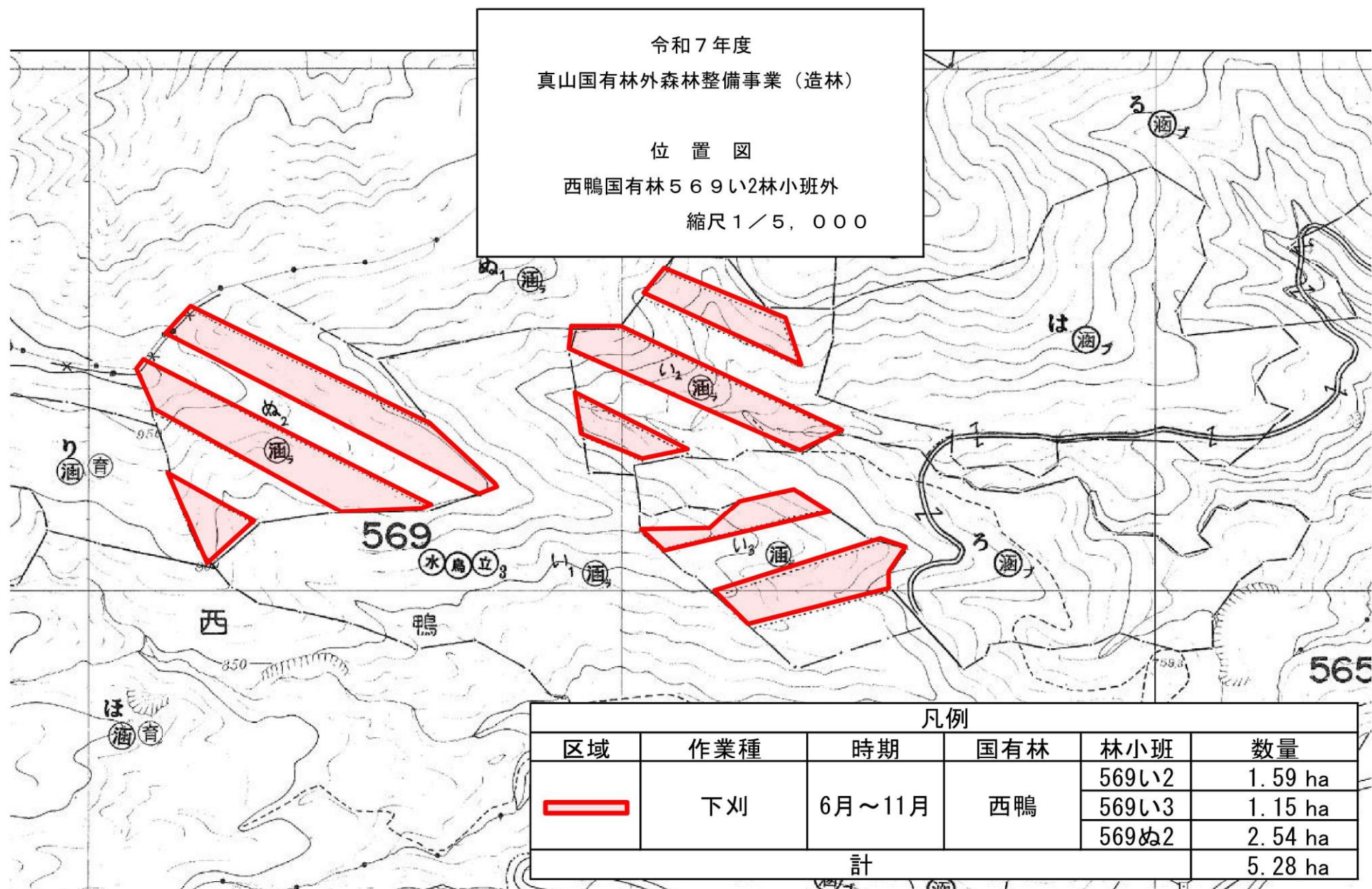
真山国有林702い林小班外

縮尺1/5,000



凡例

区域	作業種	時期	国有林	林小班	数量
	下刈	6～8月	真山	702い	1.12ha
				702へ	0.38ha
				703い	2.42ha
				703ち	0.38ha
		10～11月		703い	0.40ha
計					4.70ha



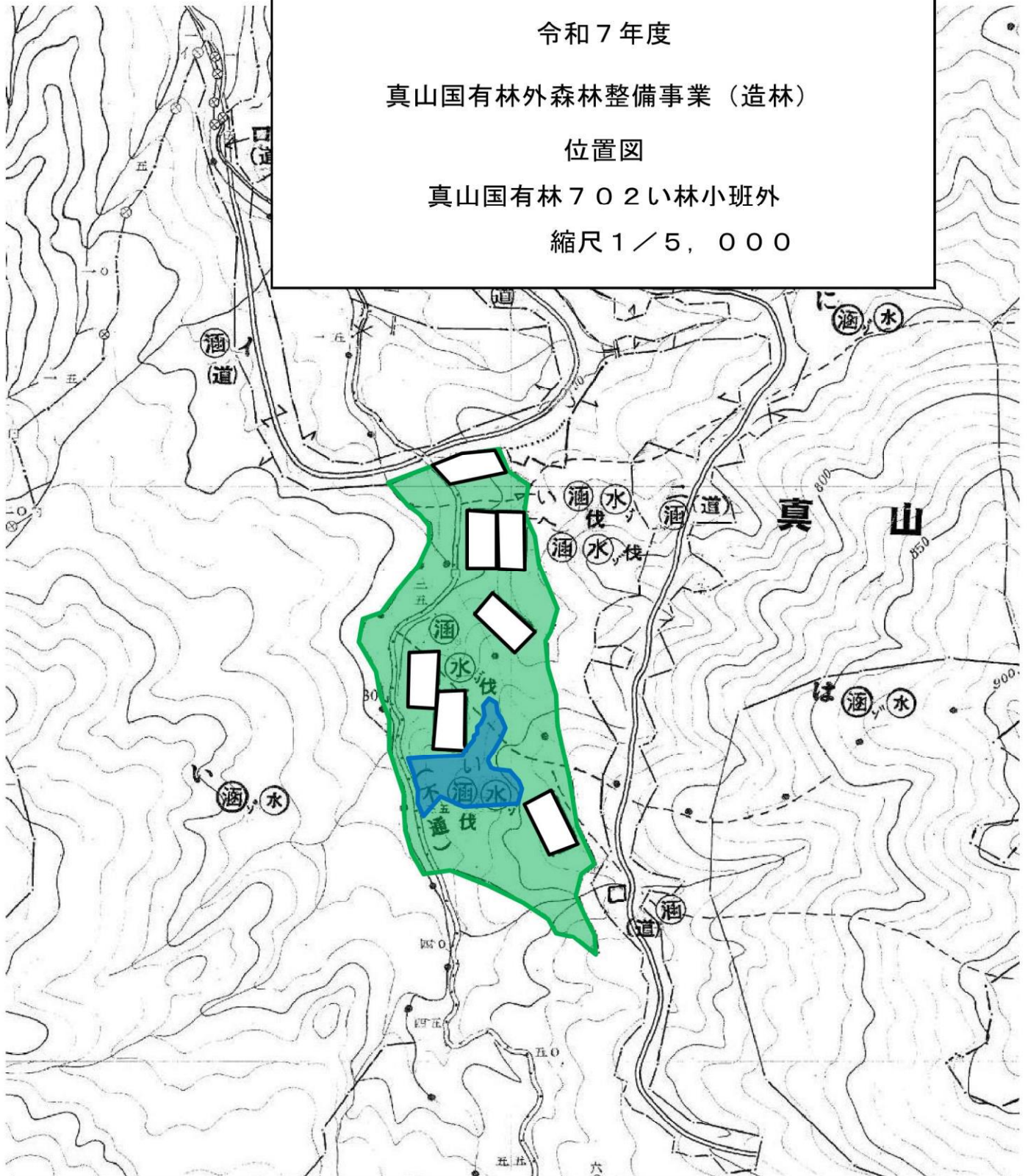
令和7年度

真山国有林外森林整備事業（造林）

位置図

真山国有林702い林小班外

縮尺1/5,000



凡例							
区域	作業種	時期	国有林	林小班	数量	植付本数	樹種
	植付 (補植)	10月～11月	真山	702い	0.20 ha	400本	スギ(コンテナ苗150cc 少花粉)
		703い		0.63 ha	1,320本		
				5月～6月	0.10 ha	216本	スギ(コンテナ苗150cc 鳥取県産(特定苗木))
計					0.93 ha	1,936本	

契約情報の公表

令和7年度 請負事業の契約条件等

事業名:真山国有林外森林整備事業(造林)

鳥取森林管理署

作業種	国有林 (官行造林地)	林小班	数量	作業期間	林 分 条 件 (傾斜及び植生量)	作 業 条 件				備 考
						作業手段 (人力・機械)	通勤距離 (片道・km)	通勤時間 (往復・分)	通勤起点	
下刈	鍋割	126い	1.89 ha	契約締結日の翌日 ～ 令和8年11月27日	中100%	機械	17.5	78 (内徒歩20分)	鹿野町総合支所	全刈
		126る	0.81 ha		中100%		16.3	56 (内徒歩6分)		
	真山	702い	1.12 ha		易100%		18.1	61 (内徒歩7分)	三朝町役場	
		702へ	0.38 ha		易100%		18.1	61 (内徒歩7分)		
		703い	2.42 ha		易100%		18.1	71 (内徒歩17分)		
		703ち	0.38 ha		易100%		18.1	71 (内徒歩17分)		
		703い	0.40 ha		易100%		18.1	71 (内徒歩17分)		
	西鴨	569い2	1.59 ha		中100%		18.1	72 (内徒歩14分)	倉吉市役所 関金庁舎	
		569い3	1.15 ha		中100%		18.1	67 (内徒歩9分)		
		569ぬ2	2.54 ha		中100%		18.1	94 (内徒歩36分)		
計			12.68 ha							
植付(補植)	真山	702い	0.20 ha	契約締結日の翌日 ～ 令和8年11月27日	易100%	人力	18.1	61 (内徒歩7分)	三朝町役場	スギ(コンテナ苗 150cc 少花粉) 400本
		703い	0.63 ha		易100%		18.1	71 (内徒歩17分)		スギ(コンテナ苗 150cc 少花粉) 1,320本
		703い	0.10 ha		易100%		18.1	71 (内徒歩17分)		スギ(コンテナ苗 150cc 鳥取県産(特定苗木) 216本
計			0.93 ha							

※ 作業条件通勤距離は最寄市町村役場(支所含む)からの下車地点

※ 作業条件通勤時間は最寄市町村役場から作業現場中央地点(徒歩含む)